

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年2月21日（金）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場所 岡山地方裁判所大会議室
- 3 参加者等
司会者 森 岡 孝 介（岡山地方裁判所刑事部判事）
裁判官 中 田 幹 人（岡山地方裁判所刑事部判事）
検察官 岡 田 常（岡山地方検察庁検事）
同 山 本 洋 平（岡山地方検察庁検事）
弁護士 三 村 輝 明（岡山弁護士会所属）
同 片 山 裕 之（岡山弁護士会所属）

裁判員等経験者

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 裁判員経験者
- 6 番 補充裁判員経験者
- 7 番 補充裁判員経験者

4 議事概要

司会

皆さん本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。私は岡山地方裁判所刑事部で裁判官をしています森岡と申します。意見交換会は今回、岡山で5回目の開催となります。今回も皆様から忌憚のない御意見をお伺いしたうえで、裁判員裁判の今後の運用改善に役立てたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

ということで、順番としてはまず、今回参加していただく裁判官、検察官、弁護士の方々に簡単に自己紹介をしていただき、その後、内容に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

中田裁判官

第2刑事部裁判官の中田と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は意見交換会にお越しいただきましてありがとうございます。実際に、公判、評議を御一緒させていただいた懐かしい方々の顔を拝見しまして、その時のことが徐々に思い出されてきます。我々裁判官としましては、検察官、弁護人の協力を得ながら、より分かりやすい適切な審理というものを目指しておりますが、まだまだ改善していく余地はあろうかと思っております。実際に経験していただいた皆様の御意見を参考にして、今後役に立てていきたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会

では、検察官の方、御挨拶をお願いいたします。

岡田検事

岡山地検検事の岡田です。よろしく申し上げます。本日のお話については当庁に持ち帰りまして今後の裁判員裁判に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山本検事

岡山地検検事の山本と申します。よろしく申し上げます。当事者として、立証の仕方等について忌憚のない御意見を聞かせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

三村弁護士

弁護士の三村です。今日はよろしく申し上げます。私はこれまでに4件の裁判員裁判を担当しました。いずれも自白事件で量刑が争点となったものでした。これまでどうすれば弁護人の主張を裁判員の方々に理解してもらえるのかなと考えながら弁護して参りました。皆さんが担当された事件の弁護人もしておりますので、今日の御意見を参考にして今後の弁護活動に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

片山弁護士

弁護士の片山と申します。よろしく申し上げます。私はこれまでに3件の裁判員裁判を担当しました。今日は裁判員裁判の経験者の皆さんに率直で、厳しい意見をいただいて勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

司会

自己紹介ありがとうございました。それでは早速内容に入りたいと思います。最初に裁判員等を経験なさった皆さんから、参加したことの全般的な感想を述べていただくことから始めたいと思います。私の方で皆さんの担当された事件を簡単に紹介した上で、1番の方、2番の方というふうに順番をお願いしたいと思います。

まずは、1番の方と2番の方が関わった事件、罪名としては傷害致死ということになりますが、被告人が同居していた内妻の首を強く踏みつける暴行を加えて被害者を死亡させたという傷害致死と、その御遺体を建物の冷蔵庫に遺棄した死体遺棄、この2つの罪名の事件ということになりまして、事件としては自白事件、量刑が争点となった事案ということになります。この事案を経験された方が1番の方と2番の方ということでよろしいでしょうか。それでは、1番の方から全般的なところから御感想を述べていただければと思います。

1番

私が携わった事件では、当時、えぐい写真、上手く表現できないんですけど、かなりどぎつい写真がマスコミやニュースで話題になり、裁判員さんが苦痛を訴えるとい

うことがちょうど話題になった頃に携わった事件なんです。それで写真をどうするかという話になっていたんですけど、私はやっぱり、文章ではどうしても酷さがリアルに伝わってこないの、カラー写真だったんですけど、カラー写真を見せてもらって、「ああ、こんなに酷いことをする人だったんだ。」と、改めて文章では伝わらないことも分かったので、それを皆さんで評議する時にもすごく活かして話しました。いろいろ言われていますけれども、殺人とかあったときにはやはりそういうのを見た方が、リアルに感じると言いますか、文章では伝わらないものがこちらに伝わってくると思うので、今後も写真を見たりすることを続けていってもらいたいです。以上です。

司会

どうもありがとうございました。では、2番の方どうぞ。

2番

同じ事件に関わらせていただきましたが、一般的な感想を述べさせていただきますと、裁判のことなど全く知らない、私には関係ないと思っていたので、選ばれた帰り道は「どうしよう、どうしよう。」ばかりで、職場に迷惑をかけてしまうと思いながら帰ったことを覚えています。実際にも4日間、こちらに来させてもらうということで、1週間ほとんど仕事は上司の方をお願いして、お休みをいただいたということで、とても周りの方に迷惑をかけてしまったということが一番印象に残っています。選任されて、週末、土日が入っていたんですけど、金曜日が選任の日で、金曜日の夕方に裁判所を出て帰ったのですが、そこから週末にかけて仕事をどうしようかというのが一番で、月曜日からこちらに来るようになったので、その辺が、もう少し仕事をしている方にも参加しやすいような工夫をしていただけたら良かったかなと思います。

司会

ありがとうございます。では、続けて3番の方の事件ですが、これは現住建造物等放火という事件で、被告人がマンションに住んでいて、自分の持っているいろいろなビデオとか、そういう類の物が発覚しては困るということで、家の中のゴミ袋に入れた紙片等に点火して、そのまま逃げて行って燃やしてしまったという事件でした。事件自体は自白事件ということで、これも量刑が争点となった事件でした。3番の方、どうぞよろしければお願いいたします。

3番

失礼いたします。私は年齢的に申し出たらすんなりと辞退できたんですが、みんなが「経験じゃから行ったら。まだ元気がええんじゃから。」と言われるもので、ちょっと応募させてもらったら、すんなりと裁判員になって、あれれという間に進んでいってしまって、第1日目は大分疲れました。慣れるのと、雰囲気にも飲まれるというんですか。傍聴はしたことはあるんですけど、皆さんの前で壇上に座るのは初めてで、皆さんを見回してみて、「ああ、こういう雰囲気でも裁判というものは始まるんだな。」と思ったのが一番の印象です。それで、書類をくださってそれを見て、把握して壇上に

上がったらいいんですけど、その間がなかったというんですか、理解する時間がちょっと足りなかったので、冒頭陳述とか、弁護士さんと検察官の方のやり取りがちょっと把握できなかつたんです。あれは私だけだったのか、皆さんもそういう経験があったのか分かりませんが、最初は本当にどこを言われているのか、書類がどこから始まってどこに進んでいっているのか、そういう状態でした。2日目からちょっと落ち着いて、皆さんの顔を見ながら聞くことができたんですけど。それで1番さん、2番さんみたいに過酷なものでなくて、放火だったので、そういう意味では私は落ち着いて見ることができたんですけど。ビデオも見ましたし、皆さんの態度も見せていただいたんですけど、まあ、慣れていないということで、それがすごく良い経験になりました。今日も何とというか、申込みをして当たりまして来させてもらったんですけど、この年齢でいろいろなことを経験させていただいていると喜んでおります。よろしくお願ひいたします。

司会

どうもありがとうございます。続いて4番の方の事件ですが、これはたくさんあった事件でしたね。33件もやっていた事件で、罪名を見ていくと、窃盗、強盗、銃刀法違反、詐欺、傷害、住居侵入といろいろあった中で、一番目立った事件が強盗致傷という、背後から首に腕を巻き付けて転倒させて、首を絞め、頭を押さえつけて脅して、結局現金3万円を盗り、そして傷害もしたという事件を中心にたくさん事件も判断していただいたという事件でした。ただ、事件自体は自白事件で、量刑が争点だったと聞いております。4番の方よろしくお願ひいたします。

4番

今、いろいろと説明してもらいましたが、事件についてはちゃんと整理されていきましたので、私は全然分かりにくいというようなことはなかつたんです。ただ、先ほど3番の方も言われたように、私は裁判員制度をすごく待ってたんです。実は浮き浮きして、「あんなの絶対1回やってみたいわ。」と思っていたら当たったので、すごい喜んで来たんです。4日間、裁判長、裁判官の方にいろいろ教えてもらって、私にとってはものすごく良い経験をさせてもらったと思うんです。こんなことは生きていうちには二度とないと思って、いろんな勉強ができたと思うんです。ただ、その時から今までずっと心に残っているのは、私は主婦なんですけど、私のような普段何にもしていないその辺のおばさんが、急に裁判所に行って、いろいろとみんなで話し合ったり、教えてもらったりはするんですけど、最後の判決まで、何も知らない私たちが本当にこの人に対して、何年求刑されて、いろいろな話をして、最終的に何年という刑を決めてよいのか、本当にそれでよかったのかなということです。裁かれる人は、その人の気持ちは、こんな何も知らない裁判員が6人いて、裁判長や裁判官のプロの人たちと一緒にやってはいるんですけど、被告人の方からすれば、本当に裁判員裁判で裁かれるのがよかったのかなと、未だに心の中に残っています。

司会

どうもありがとうございました。続いて5番の方ですが、5番の方の事件は偽造通貨交付という少し変わった事件でした。被告人が偽造した千円札を有償で交付したという事件で、受け取った方もこれが偽造したものだと思っていたために「交付」という罪になったというものでした。1件だけの事件で、これも自白事件で争点は量刑という事案でした。では、5番の方よろしくお願いいたします。

5番

全体的なことから少し話をさせていただくと、ずっと出てますけど、一言で言うと良い経験だったというのが一番です。一言で言うとそれに尽きるということになります。なぜかというと、人生において、ほとんどの方は裁判所に来ることも普通に生活するとないんじゃないかなと思います。来て思ったのは、本当に身近なことが全部裁判で行われていたりとか、近所で起こっている自分が知らないことでもわりと裁判できちんとなっていて、いろんなことが見えてきて、すごく身近に感じるようになりました。それで、この裁判は4日間で終わったんですけど、終わった後4回くらい傍聴に来させていただいて、いろんな事件を見ていく中で、いろんな立場、被告人だけじゃなくて被害者の方や遺族の方とか、いろんな方の気持ちだとか、いろんなことを酌み取りながら聞いていると、特に事故のことなんかそうだと思うんですけど、紙一重なんだなと感じたりしました。なので、自分のこととして置き換えて、しっかり考えることができる機会を与えていただいたというのが全体の印象です。この事件では、私、偽札というのを本当に初めて見まして、事件が起きた場所も分かりましたし、こんな所で事件が起こっていたのかと思ひまして、びっくりしちゃって、もしかしたら自分が偽札を触っているんじゃないかとかいろんなことを感じたりしたんですけど、検事さんが冒頭陳述で言われている中身を聞いていると、まるでテレビのサスペンス劇場を見ているようで、自分がこんな所にいいのかと、目を疑うようなシーンもあったんですけど、非常に良い経験になったなと思っています。4日間、皆さんにいろいろと気を遣っていただいて、本当にリラックスして参加できたかなと思ひて、みんなで相談し合いながらいろんなことを一つ一つ噛み砕いてやっていく中で、煮詰まってくると少し休憩を取ったりとか、本当に普通の人々が普通に参加して、自分の言葉で喋れる場所だったなというのをすごく感じました。本当にここにこうして今日も参加させていただきましたが、是非こういった経験を皆さんが積まれるということを私も期待していますし、こういう経験を皆さんが積まれることで犯罪も一つ一つ減っていく可能性があるんじゃないかなと感じました。以上です。

司会

どうもありがとうございます。続きまして6番の方の事件ですが、これは少し長い罪名の事件だったんですね。いわゆる麻薬特例法違反と覚せい剤取締法違反が合わさったような事案で、被告人が覚せい剤をどんどん有償で譲り渡したり譲り受けたりし

て、営利目的で所持をしていたという事案で、それを仕事としてやっていたんだという点に争いがあったという事案でした。では6番の方、よろしくどうぞ。

6番

私も普通の主婦で、まさか自分が選ばれて法廷の上に上がるとは思っていませんでした。本当にこの建物の中に死ぬまでに来ることはないだろうと思っていたんですね。しかし、何しろ間取りも分からない建物ですし、4日間、迷いに迷って、分かった頃にはもう帰る日でしたので、他の方が言われるように良い経験だったなと思っています。私自身も覚せい剤の経験もなく、薬物の経験もないので、やった人の気持ちは量りかねるなと思っていたんですけど、最初にコピーされた紙を見てから法廷に出て、被告人の方を見たとき、「ああ、この人がこんなことをしたんだ。」とまじまじと見る事ができました。今でも忘れられません。以上です。

司会

ありがとうございます。では続きまして7番の方の事件ですが、これは罪名は強姦致傷と住居侵入を伴っていた事件でありまして、あまり宜しくない事件だったんですけども、二人の方に対する事件でしたが、最初の事件は、被告人が知り合いの女性の娘さんを自宅にいる時に襲ったという事案で、2件目は、その知り合いだった方と交際するようになりまして、その女性の娘さん、二人は姉妹なんですけど、もう一人に強姦行為に及んだという事案で、うち一人に怪我をさせたという事件でした。更にプラスして、下着をたくさん盗んだ事案があったという事件でした。事件としては自白事件で、量刑が争点となりました。では7番さんよろしく願いいたします。

7番

どうも皆様お疲れ様です。私の今回の裁判なんですけど、みんな男の方でした。たまたまなんですけど、男の方ばかりでした。だからこそ、今回、良い審理ができたかなと思っています。というのも、内容がちょっと特殊性癖に関わることなので、ちょっと話しにくいところだったんですね。私もこういった内容はちょっと困ったな、話しにくいなと思っていたんですけど、今回、みんな男だったので、暴露して喋ることができたと思います。ですので、女性がいると話しにくいことも今回審理させていただきました。短い時間の中で、しかも、窃盗など結構数が多いものですから、いろいろ審理に手こずりましたけど、何とか収めることができたと思います。今回、私が全体を通して感じたことなんですけども、犯罪にはやはり、ある程度の予防線というものがあるのかなと思いました。今回の審理では裁判官、検察官の方がフローチャートを準備してくださいました。そしてフローチャートを見ますと、ある時点で「あっ、ここで犯罪が起きやすいな。」というところがあるんですね。こういった予防線を、犯罪を犯す人や我々一般人も理解して、それを今後の生活に活かしていきたいなと思います。今回参加できて良かったなと思います。以上です。

司会

ありがとうございます。最後になりましたが、8番の方の事件ですが、罪名が現住建造物等放火で、これも少し変わっていますが、被告人が奥様と喧嘩をしていた際に、奥様の胸に包丁が刺さって動かなくなったので、被告人が「何もかもなくなってしまえばいい。」と考えて、その時借りていた家に火を付けて全焼させてしまったという事件ですが、事件としては犯意を否認していた事案でしたかね。では8番の方お願いいたします。

8番 私は補充裁判員という立場で参加させていただいたんですけども、裁判には以前から興味がありまして、何十回もこちらにはお邪魔して裁判も傍聴させてもらっていたので、それほど裁判に参加することに抵抗感はなかったというよりも、ラッキーという感じで、るんるん気分で来た感じでした。ただ、ちょっと不安があったのが、補充裁判員というのが部屋の隅っこに追いやられて、裁判官と裁判員がやり取りされているのをただ聞いているだけなのかなと思っていたのが、実際には同じ円卓に入れてもらって、評議に参加させてもらったのがすごくありがたかったなと思います。他の裁判員裁判がどのように行われたのかは分かりませんが、私が参加した裁判ではそのようにしていただいたので、本当に参加しているなという実感を味わうことができました。またあれば呼んでいただきたいなと思っています。以上です。

司会

どうもありがとうございました。皆さんから多方面の御感想をいただきましたので、これと重なる部分があるかも知れませんが、少し細かく分けて御意見なり、御感想をいただくところから入りたいと思います。次の項目としては審理そのものがどうだったかについてです。ちょっと記憶を喚起していただいて、審理全般というと広すぎますので、分けてお尋ねします。最初の冒頭陳述までという主張する段階と、それからその後に証拠調べとあって心証を取る段階と、最後にそれを踏まえて御意見を聞く、論告・弁論・最終陳述の段階と、大きく3つの段階が御記憶にあるかと思いますので、ちょっと分けてお聞きします。まず冒頭陳述というところについて、御意見と申しますか、御感想を述べていただくとありがたいのですが。もしこれと言って感想がなければ「ない。」と言っていただければ結構です。冒頭陳述メモを初めてもらった時にどんなものと感じて、そして朗読を聞いてどんな印象を持たれたのか。そしてその後の手続が終わってこの冒頭陳述って何だったのかという辺りをもう一度振り返っていただいて、御感想を述べていただければと思います。冒頭陳述は検察官のものと弁護人のものもありましたので、振り返って審理全体を経験した段階で見たときにどういった感じかなど。改善点をお聞かせいただくのがありがたい、良いという部分と悪いという分の両方が聞けるとありがたいなと思っております。では1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

最初にこの事件に当たるに際して、私も皆さんと同じで裁判員裁判に非常に興味が

あって、参加したかったんです。自分の中で、この事件は嫌だなというランクがありまして、殺人だけは携わりたくないなと思っていたんですよ。どうしても人が人を裁くのに、僕はそんな人間でもないし、裁けるのかなど。そして来てみたら、「えっ、殺人事件じゃん。」となって。すごく最初は、「わあ、こんなのに当たってしまったわあ。」と思ったんですよ。それで1日目は「すごい嫌だ。」と思っていたんですが、どうしても興味と言いますか、裁判員裁判をやりたかったものですから、興味を持ち始めて、最初にも言いましたが、すごいきつい写真を見て、「ああ、これはちゃんとやらないと申し訳ない。」と、亡くなった方にも申し訳ないし、すごい真摯にしていこうと心から決めて取り組みました。事件に重いとか軽いとかあってはいけないので、今度される方はぜひ、写真は見ないとかでなく、携われれば是非自分の目で見て、その事件を裁いていただきたいなと思います。以上です。

司会

最初に冒頭陳述というのがありまして、色付きの書面をもらわれましたよね。そして確か検察官が口で説明をされましたよね。あれを聞いた感じとして、朗読を聞き終わって、書面を見たときに、ざっと事件のイメージは大体つきましたか。

1 番

そうですね、全部書面で出ていたので、これはすごい事件というのは分かりました。一番最初に選任が決まった時にも今回の事件は殺人と言われていたので、頭の中でも殺人というのがありましたし、そしてこれを見て、すごく詳しく書いてあるので、「わあ、嫌だなあ。」というのが最初の印象でした。

中田裁判官

途中にすみません、私、御一緒させていただいたのですが、この事件自体は傷害致死という事件で、殺人事件とはちょっと違うのですけども、ただ、今、殺人事件とおっしゃった中身が、実は先ほど紹介があったとおりで、行為自体は首を踏みつけるという行為だったのですが、被害者の方が亡くなった後に、被告人がナイフで被害者の胸を突いたということもありました。そのようなとても特殊な経緯があったものですから、1番の方が言及されたように、殺人事件と間違えて捉えられていたとか、冒頭陳述ではなかなかその辺の区別が付かなかったとかいうようなことはありましたか。

1 番

いえ、殺人ではなく、人が死んだ事件ですね。はい。

中田裁判官

人が死んだ事件というふうに捉えられたということですか。

1 番

そうです。はい。人が亡くなる事件は、自分の中では嫌だなというのがあって、それ以外の事件に携わりたいなと思っていました。

司会

では2番の方をお願いしたいのですが、同じ書面を見られて、初めて読み聞かされて、これを見た時に、ぱっと理解できたのか、何となく理解しにくかったところがあったか。もしありましたらどうぞ。

2番

事件自体は新聞では関わる前に知っていたんですけど、実際に冒頭陳述を検察官の方と弁護人の方が分けて説明してくださって、事件はすごく分かりやすく説明してくださっていたと思います。初日だったので緊張して全部が全部確実に頭に入っていたかという、私の精神的な問題かもしれませんが、ちょっと嘔み碎けないところもあったかもしれません。でもそれについては、一緒にやってくださった裁判官の方に聞いたりしてきちんと理解できました。聞いている時、メモをしないといけないと思ってメモばかり気にしていたら大事なところを聞き逃したりしたので、検察官の方の全部書かれているのがすごく役に立ちました。

司会

同じ質問を続けていきますけど、3番の方よろしいですか。最初にもらった書面を見た時に、ちゃんと理解できたのか、理解できなかったとしたら何か思いつくところがありますでしょうか。どうぞ。

3番

やっぱり、見たつもりでも壇上に上がって聞くと、まだ慣れてない時分で、この人は警察が来られる時のパニック状態で、それでも私が考えたのは、「ああ、パニック状態になると、あんなことを考えるんじゃないか。」というのがすごく印象に残って聞いておりました。だから全部分からなかったんじゃないんですけど、質問とかのやり取りのところが、ちょっと「どういうことだったかなあ。」と思って。

司会

それは証拠調べの中のやり取りのことですかね。

3番

はい。冒頭陳述されて、どういう事件だったかというのはよく分かりましたので。

司会

今回の現住建造物等放火は、被告人が前にわいせつの関係でいろいろあったので、それがバレちゃ困るという一心で放火したという事案でしたね。

3番

はい。警察に捕まりたくないというだけで、そこまでするのかと思いましたので。

司会

ありがとうございました。続いて4番の方です。4番の方は冒頭陳述はそれなりに多かったと思うのですが、どういう感想でしたでしょうか。

4番

冒頭陳述は、検察官の冒頭陳述はすごく丁寧に書いてあって、女性の検察官でした

が、すごくしっかりされていて、本当に事件の流れが分かって良かったです。反対に、ここにはいらっしやいませんが、弁護人の冒頭陳述は、本当に簡単な紙で、こういうこと言うのもあれですけど、被告人からしても、もう少し弁護人の人が親身になってあげてほしいなと感じました。

司会

事実がたくさんありすぎて混乱するとかいうことはありませんでしたか。

4番

いえ、ちゃんと書かれていましたから、混乱するとかいうことは全然ありませんでした。

司会

ありがとうございました。続いて5番の方はどうでしたか。

5番

特に分かりにくかったこともなかったですし、すごくすっきりした犯罪でしたので、非常に冒頭陳述メモも要点をつかんで書かれていて、事実が正確に書かれていましたので、特に問題がなかったと思います。

司会

そうですか。ありがとうございます。では、6番の方、何か記憶に残っている印象などがありましたか。

6番

そうですね。テレビでも覚せい剤については、それを取り上げた番組などで見たことはあるんですけども、覚せい剤とかドラッグというものが暴力団の資金源になってしまうから重罪なんだということが、今回参加させていただいたことで知ることができました。

司会

ありがとうございました。最初の段階の書面で色いろいろと説明がありましたよね。例えば「業として」などの言葉が出てきましたが、その辺りで、これから何を問題にするのかなどの理解は、冒頭陳述を聞いただけで分かりましたでしょうか。

6番

はい、大体つかめました。被告人本人は、「自分はやっていない。ただ分けて売ってただけだ。」と言っていて、最初は「それはどうなのかな。」と思いました。

司会

冒頭陳述は、検察官がまず全部読んでから弁護人が次にと、それぞれ言いますので、言い分だけを片方ずつ聞くようになっているので、それが統合的に頭に入って来やすかったのかなと思ったのですが、今回の場合は、やはり理解はできたということでしょうか。

6番

はい。最初の1日で分かりました。

司会

どうもありがとうございました。では続けて7番の方、冒頭陳述に関して何か御感想等ございますでしょうか。

7番

そうですね。私の担当した事件は、やはり数が多いので、冒頭陳述だけでは理解し辛かったかなというところがあります。フローチャートがありましたので、これを見ながら、1日目、2日目で何とか把握することができたかなという感じですね。1番感じた点は、やはりテンポですね。ここに書かれている内容が、正直淡々と書かれているんですけど、内容が特殊なことばかりなので、見ているこちらが恥ずかしくなってしまうようなことで、いつも何と表現したらいいのか戸惑いながら審理を行っていました。その点が印象深いですね。

司会

ありがとうございました。では8番の方、冒頭陳述の書面を見て、聞いた御感想をお願いします。

8番

何か改善点を言ってもらえるとありがたいと言われたので考えていたんですけど、やはりよくまとめられた資料だと思いました。参加するまではこういったダイジェスト版のようなものが配られると思っていなかったもので、これは事件の概要を知る上で、我々素人にとってはすごく良い資料だと思います。特に改善点等はないと思います。

司会

ありがとうございます。若干確認したいんですけど、冒頭陳述を見ながら、御自分でメモを取られたり、線を引っ張ったりしながら聞かれていたんですかね。仮に全く書面がなかったら、どんな感じだったと思われますか。どなたか御自由に。

7番

その辺が今回、裁判員の皆さんが一番苦勞された点だと思うんですけども、おそらくそれがなかったら大変だと思います。というのも、後で分かったんですが、裁判官の方々は、一言一句丁寧に確認しておられました。その点我々は分かっていたので、後で慌てたんですね。「ここはどうだったかな。」と記憶を遡って、それが今回大変なところだったと思うんですね。もし、よろしければその点を初めに話しておいていただければよかったかなと思いますね。

司会

今言われたのは、公訴事実を認定しなければいけないんだけど、冒頭陳述全部を認定しなければいけないというふうに思われてしまうと、焦点が合わなくなってしまうのかなと思ったんですが、反対に言うと、裁判所から見れば公訴事実は短いのに、冒頭陳述はやや長いので、情報量として多すぎるという方がいらっしゃるかどうかを

確認したいのですが、どうですかね。多すぎて、聞いていて分かんなくなってしまうということはありませんでしたか。もっとポイントを絞って言ってくれば、もっと楽だったのというような御感想があればそれもお聞きしたかったのですが。公訴事実は少ししか書いてないのだから、それに沿うことを言ってくればメモをしなくてもよかったのというような御意見の方はおられませんか。今のところは、適切な内容だったという御感想が中心でよろしいでしょうか。例えば言い回しが分かりにくいというような御感想も大丈夫でしょうかね。

3番

いいですか。壇上に上がった時の雰囲気にも飲まれたのか、それとも私の耳がいけないのか、弁護士さんのやり取りの語尾というものがちょっと把握できなかったことがあるんです。二日目からそれが慣れて、「ああ、ああいうことを言われているのかなあ。」と思えるようになったんですけど、最初は書類を見るのと、聞くのと、雰囲気を見るので、ちょっと戸惑った感じがあるんです。それはもう私だけの感想で、すみませんけど、そういう状態でした。

司会

ありがとうございました。冒頭陳述も、書面があるからといって安心されては困るので、きちんと発音と言いますか、朗読をきちんとやっていただきたいところですかね。省略するのではなく、きちんと耳で聞けるように配慮していただきたいという御感想でした。では、大体冒頭陳述は分かりましたので、本体、証拠調べの関係に入りたいと思います。証拠調べ、つまり、皆さんには法廷で心証を取ってくださいと私たちもお願いしたのですが、証拠からその事実があったのかなかったのかが分かったかという点です。証拠には書類の証拠と人呼んで調べる証人尋問や被告人質問という形のものを行いました。それぞれの経験で、全体的で結構ですけども、感想ですね、「楽ちんだった。」とか「大変だった。」とか、もし大変だったならどの辺りが大変だったかということ、今、生の経験に基づいて御発言いただければと思います。ではまた順番で、1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

そうですね。被告人と検察官の証言と、どうしても偏っていきました。検察官側の証人が喋ったときには「ああ、ちょっと刑が緩いのかな。」と思ったりしましたし、被告人側の証人尋問があると、どうしても感情移入があって、してはいけないのですが、「ああ、自分は正しかったんだ。」と思ったりしました。

司会

証人に喋ってもらいたいことをそれぞれ持っていますので、例えば検察官の尋問は刑を重くするような方向で何かを喋らせようとするし、弁護人は刑を軽くする方向で喋ってもらおうとするわけです。そうすると、尋問を聞くと一応そういう事情がちゃんと出てきていて、それを聞く度に「どうなのかな。」と思ったということですか。

1 番

そうですね。

司会

聞いていて、何を質問しているか分からないという場面はありましたか。

1 番

そういったことはなかったですね。よく喋ってくださる方だったので、事件についてはすごく分かりやすかったです。あまり喋らない方もいますと裁判官に言われていたんですけど、私の携わった事件の方は、結構喋ってくださる方だったので、事件については分かりやすかったです。

司会

特に記憶の中で、この質問はよく分からなかったとか、覚えているような点がありますか。

1 番

申し訳ないですけど、1年近く経っているのでもちよっと覚えていません。

司会

ありがとうございました。では続けて2番の方、同じように書証の調べ方や、証人尋問のやり方とかで、素人の方から見て「よく分かんないな。」というようなところはありましたか。

2 番

検察官の方の説明はすごく迫力があって、私、聞いていてもちょっと怖い感じで、検察官の言われている時の被告人の表情とかも見ないといけないと思いながらも、被告人と目が合うと怖いなという感じで、なかなか迫力が有りすぎて、現実的でないような感じがしました。そして弁護人の方は、「この人はこんなことはしてないんだ。」という逆の立場から説明をされて、1番の方と同じようにあっちにフラフラ、こっちにフラフラといった感じもしました。でも、証拠とか本当のことを確認するのに、私達も被告人に質問をしないとイケないとドキドキしながら、結局1個だけ質問できたんですけど、裁判官の方がその後フォローをしてくださったこともあったりして、確認しながらできたと思います。

司会

例えば、尋問が続いて、長時間だと一般的に集中力が欠けるとかいう場面もあったりするんですけど、今回はそういうことはありませんでしたか。

2 番

いえ、あっという間に毎日が終わったという感じでした。

司会

主尋問と反対尋問と同じようなことを聞くことが多いわけですね。その点、同じようなことばかり聞いているとか、そういうことは大丈夫でしたか。

2番

大丈夫でした。

司会

では3番の方、先ほど大分おっしゃっていただいていますけど、尋問ですね、どういう感じでしたか。

3番

流れとしては2日目からは大分落ち着いて聞くことができましたので、被告人の方も割合若くてもはっきりと喋っておられたと思います。それから弁護士さんにしても、検察官にしても、大分はっきりと言われていたので、流れは良かったと思います。疑問に思うこともほぼなかったんです。ただ、最初のうち、語尾がちょっと聞こえなくて、どっちに判断していいか分からないところがあったというのが先ほど言いましたところでして、流れとしては説明もよく聞くことができたと思います。

司会

では続けて4番の方。書証の点でも人証の点でも結構ですが。

4番

検察官の方がしっかり「こうしてこうしてこうでしょう。」と言われたら、被告人も全面的に認めていましたし、「この歳になって、これからは全うに生きていきます。」というようなことを言われていましたので、その辺は私が携わった法廷は、「これはしていない、あれはしていない。」というような事案ではなかったもので、全部認めて刑に服しますという感じでしたので、法廷の中の流れでは「えっ、本当にこの人がやったの。」というようなことはなかったです。普通に流れていました。

司会

ありがとうございました。では続けて5番の方、よろしくお願いします。

5番

流れとしてはすごくスムーズだったと思うんですけど、私が携わった事件は偽札の事件でしたので、初めて偽札という物を見ました。現物を。その時に、もし自分がレジでこれを受け取っていたら分からなかったかなというのは感じましたが、皆さんはどう感じたのかは分かりませんが、それくらいリアルだったと思います。ずっとこの裁判の行われている間、集中力が欠けることはなかったと思います。ある程度の時間で休憩時間を取っていただいていたので、頭が固まってくるかなという所でボンと休憩が入ってくるので、結構リラックスできましたし、「さっきのあれで良かったのかな。」ともう一度考えることもできました。そんな時間を作っていただきましたし、事件自体もシンプルでしたので、全体的な感じですけどイメージなんかも分かりやすかったです。ただ、この方の場合には小さい事件を繰り返していたので、また繰り返さないかなと最後は気になったくらいです。

司会

ありがとうございました。では6番の方御感想をどうぞ。

6番

そうですね。まあ、被告人は法廷にいるんですけど、被害者の方のいない事件だったので、ドラマの争う場面のようなものは見なかったなと思いながら今思い出していました。

司会

そうですね、今回は覚せい剤の事案でしたので、被害者の方はいませんでしたね。大体事件の実態とか内容とかを聞いていて、質問している内容が全体の中でどういう趣旨で質問をしているのかというのは分かりましたか。時折、何を聞いているのか分からないというようなことはなかったでしょうか。

6番

それはなかったです。大体分かりました。

司会

争点が「業として」という部分で、仕事としてやっていたかという点でしたので、争点に沿う事実について質問もされていたという感じでしたか。

6番

はい。

司会

特に被告人が変な答えをしていたわけでもなかったとすれば、一応対応した答えも出てきて、理解もできたということではよかったですか。

6番

はい。そうですね。

司会

ありがとうございました。では、7番の方、お願いします。

7番

全体的にはスムーズに事は流れていたと思います。被告人の方が全てを認めておられましたので、特に問題なく流れていたんですけども、2点だけ少し困ったことがありました。検察側の争点が見えなかったかなという部分ですが、それが1つ困ったなと思ったのがありました。あとは、今回の事件が特殊な性癖の方なので、御自身の行為に対して弁護人の意見と違うところがあったみたいで、そこでちょっと時間を食ってしまったように思いました。そこが何で争点なのかが私自身も分からなかったものですから、ちょっと困りましたね。その点もう少し弁護人の方とちゃんと話しておいてほしかったなと思いました。

司会

犯行態様の中で、例えば浴槽の中に被害者の頭を押しつけたかどうか争いになってきて、全体的に見ればそれほど大きな問題ではないように思えるけど、認定する側

としては気にするようなことが出てきて、でも被告人は弁解するだけでそれ以上のものが何も出てこない、という形になってしまったというものでしたね。

7番

そうです。

司会

それだけだと、なかなか皆さんも質問が大変かなと思っていましたが、他のところは大体一連の流れとか動きは質問の中身で理解できたということでよかったですかね。

7番

はい、全体的にはよく理解できたと思います。

司会

尋問時間とか長さとかはどうでしたか。

7番

そうですね。やはり内容が内容なので、ちょっと時間が長く感じてしまいました。どうしても私も恥ずかしいと感じる内容でしたので、時間はちょっと早めに切り上げてほしいと感じることはありましたね。

司会

微に入り細に入り知りたいということではないということですよ。本当に知りたいこととそうでないことがあるから、細かいことまでギチギチにやられると、やはり時間が延びてしまったと感じることがあったということによろしいでしょうか。

7番

そうなりますね。一つ一つの行為を確認したいという気持ちもあるのですが、我々としてはあまり口に出したくない言葉もありますので、もう少し短めにしてほしい印象でしたね。

司会

ありがとうございました。それでは最後になります。8番の方、どうぞ。

8番

特に検察官の方の質問で、被告人や証人に対して細かいことをいろいろ聞かれて、終わった後、皆さんは分かるのかも知れませんが、素人的に見ると、今の質問って何を立証しようとしていたのか伝わってこないことがあったのと、それから証人の方が、わりと「記憶ないですね。」を連発していた記憶がありまして、もう少し証人の方の選定をしっかりとの方が良かったのかなと思いました。

司会

8番の方は否認事件でしたから争点があるわけですが、争点に沿った質問がされればよいのですが、細かくなってくると確かに争点から離れてきますよね。そこが難しいところがあったということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

皆さんにお聞きしたいのですが、トータルなスケジュールを組んでやっているんで

すが、特に証人尋問と書類の朗読があって、書類の朗読を先にやっていますよね。あれについて、「こんなものだろうな。」と思って入ってもらったと思いますが、皆さんの日常経験で人の朗読をあまり聞くことはないと思うのですが、どうですかね。緊張しているから耐えておられるんですが、後になってちょっときつかったかなと思われたりしたことはありませんか。もしあればどの点がきつかったかについてお聞きしたいのですが。

経験者一同

(発言者なし)

司会

どなたもいらっしゃいませんか。あまりそこは印象に残りませんでしたかね。では、どちらかと言えば証人尋問が長くて、疲れたというような方はいらっしゃいますか。

経験者一同

(発言者なし)

司会

大丈夫でしたかね。遠慮なく言っていただいて結構ですよ。何となくあそこ疲れたなという感じでも結構ですよ。特によろしいですかね。

では、論告弁論について少しお伺いしておきましょうか。最終的に論告・弁論という形で双方の意見を聞いているわけですが、その点について、何か感想があればという感じで結構ですが、分かりやすい、分かりにくいという程度で結構ですが、論告・弁論について何か御意見をお伺いしたいと思います。1番の方、お願いいたします。

1番

そうですね。人が亡くなっている事件で「これだけでいいのかな。」っていうことが疑問でした。私は。以上です。

司会

では2番の方、論告、弁論を聞いて感じたことなどありましたか。

2番

あの、検察官の方の論告と弁護人の最終弁論とを見ると、すごく、検察官の方はきちんと書かれていて、一方で弁護人の方のは、分かりやすいんですけど、事件の重大性を訴えてくるのは検察官の方がすごく印象に残りやすい感じです。

司会

ありがとうございます。では3番の方、御感想などはありますでしょうか。

3番

私は別にこれという深い印象はないんです。ちゃんとまとめてあって、それなりの時間でちゃんと聞けたと思います。

司会

ありがとうございます。では4番の方、何かありましたら。

4 番

別に何もありません。

司会

5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

ありません。

司会

では6 番の方。

6 番

ここで初めて聞いた言葉で、「業として」という言葉ですか。そういう言葉は裁判所に来て初めて聞いたので、それまで私の人生で聞いたことがなかったので、いろんな言い回しがあるんだなと思いました。

司会

では7 番の方。

7 番

特にありません。

司会

8 番の方。

8 番

ありません。

司会

では次に、評議の関係を少しお聞きしたいと思うのですが、これも感想で結構ですが、評議にかかった時間とか内容について、細かいところに触れない程度で何か御意見があったら言っていただければと思います。言いにくければ言われなくても結構ですし、評議というものを経験された感想でも結構です。1 番の方からどうぞ。

1 番

冒頭陳述で言った内容をみんなで話し合うので、とても有意義な時間でした。おさらいもできますし、自分の意見も言ってみんなで協議できますし、人の意見も聞けますし、やっぱり素人ばかりが6 人集まっていますので、どうすればいいのかも分からないですし、事件的に重い軽いと言ってはいけないのですが、人が亡くなっている事件でしたので、みんなでどうしようとすごく意見を出し合って、協議したのが有意義で良かったと思います。もし評議がなかったら、全然どうなっていたか分からないですから、みんなで意見を出し合うというのはとても良かったと思います。以上です。

司会

では2 番の方、何か御感想をお願いいたします。

2 番

評議自体の時間は、やっぱり長くは感じたんですけど、最後まで決めていくということではもう少し時間があつた方がよかつたなと思つたりもしました。本当に何も分からないので、裁判官の方もいろいろと説明をしてくださつて、納得の行くように最後までできたと思います。

司会

ありがとうございます。では3番の方どうぞ。

3番

私は今まで裁判というものを見ても、皆さんから聞いても、「ああそうか。」というくらいにしか思わなかつたんですけど、裁判員になってから「こういうことをして判決がなされるんじゃないなあ。」と本当に良い勉強になりましたし、自分が「これくらいの刑じゃないかな。」と考えたのと他の人のいろいろな考えに触れて、評議についてはとにかくすごく勉強になりましたので、経験して本当に良かったと思います。

司会

では続けて4番の方、どうぞ。

4番

私も同じなんですけど、すごくいろいろ勉強させてもらったし、分からないことは裁判長や裁判官の方がすごく丁寧に教えてくださったので、評議はすごく良かったと思います。ただ、4日間終わって、すごく疲れたんです。普段と違って。こういう人が人を裁くという、こういうお仕事をされる方たちの大変さもすごくよく分かりましたので、もうちょっと自分もこれからしっかり生きていかないといけないなと思いました。

司会

5番の方、どうぞ。

5番

やっぱり話をしながら、一人の人生を左右する中身になるので、その重みを感じながらいろいろな話をさせていただいて、また、裁判官の方々のフォローを入れていただいたので、みんなで最終的な意見を出せたかなと思います。こういう一人の人生を左右することに対して、真剣に考えることができたのは本当に良かったなと今考えれば思います。以上です。

司会

では、6番の方お願いします。

6番

私も選ばれて良かったと思います。自分の知らない世界のことをみんなでいろいろ話し合っていくわけですから、4日目くらいには、裁判員の方みんなが和気あいあいとした雰囲気になつたんですね。良い方たちばかりだったので、社会のそういう一面を覗けたなという思いでおります。

司会

ありがとうございます。どうですか、評議に入る前に、公判が終わった時点で、争点となった「業として」の部分、御自分の中で心証が大体固まっていたか、それともまだほわんとした感じでしたかね。

6番

最初にいただいた書面をざっと読んで、大体分かりましたので。

司会

それを踏まえながら皆さんの意見とやり取りをしていくという感じだったのですかね。

6番

はい。

司会

ありがとうございます。それでは7番の方、お願いします。

7番

そうですね、我々みんな生活の場が違うものですから、初めはみんな意見が分かれまして苦労したんですよ。最後にはきちんとした答えが出せましたので、非常に良い評議だったと思います。特に問題なかったと思います。

司会

では8番の方。

8番

私は補充裁判員でしたので、最終的に評決に加わらないというのが最初から分かっていたので、あまり他の方のようなプレッシャーを受けることなく、淡々としていたのですが、やはり終わってみると、何か物足りないというか、評決に加わらなかったということが参加したという実感をちょっと削いでしまったかなという感じがします。

司会

ありがとうございます。ところで、多分どの評議もそうだと思いますが、量刑資料というのを示されていると思います。あの辺りが、分かりにくいとか分かりやすかったとか、何か御感想がある方がいらっしゃいますか。どなたでも結構ですが。刑を決めていただくのが初めてのことなので、私たちは当然いるかなと思っているんですが、どうですかね。

1番

それは絶対にないと、こちらは何年にしたらよいのか分かりませんから。裁判員制度で行われた資料というのは、絶対必要だと思います。そうでないと、およその見当も付けられないので。私たちのように初めて携わった者たちばかりだったら、人が亡くなっていると「無期懲役だ。」とか、遺族の方の気持ちをどうしても考えて重くして

あげたいと思ってしまいますので、資料がないと全然量刑が分からないです。

司会

ありがとうございます。「自由にやりたいぞ。どうしてそんな資料に従わなければいけないんだ。」という御意見もあるかと思いましたが、やっぱりお考えになるには、いろいろな資料も見て役に立つという感じですかね。

経験者一同

(うなづく。)

司会

それでは次の話題に入りたいと思います。先ほども出ていましたが、参加することへの負担と言いますか、まず第1点目に精神的な負担、特に凄惨な写真とかそういった証拠を出されることについての御意見をお伺いしたいと思います。これについては先ほど1番の方は御意見を述べられました。他の方で、御自分の経験あるいは経験されてない方については経験した場合にどのように思われるかという素朴な御意見でも結構ですが、お聞かせいただければと思います。では2番さんからお願いできますでしょうか。

2番

残酷な写真で、私が裁判員をする前にも裁判員さんの負担が大きかったというニュースがあった後だったので、すごく検察官の方も「あと何枚目に出ますよ。」とか「もし見たくなかったら、目を伏せてくださってもいいですよ。」とか言ってくださったのですが、逆に言われると構えすぎてドキドキしたという裁判員の方もいらっしやったので、その人その人の捉え方もあると思いますし、それまでの経験もあると思うんですけど、やっぱりそのような証拠がないと、これだけのことをしたというのが私たちに伝わらなくて、最後の刑を決める段階では必要かなと思います。

司会

ありがとうございます。では、続けて3番の方。

3番

よく裁判員裁判で精神面でということで新聞でも取り上げられていましたが、やはり事例によると思うんです。私が当たったのは、写真を見て、こんな状態で部屋が燃えて、今どんな状態になっているというのが分かりますし、それによってどのくらいの刑を科したらよいのかという判断ができるようになると思うので、私が当たったのでは写真があってよかったなと思います。

司会

もし、殺人事件でしたらどうでしょうか。

3番

それに当たっていたら私もショックは起きると思うんですけど、やっぱり、本当にびっくりするような場面でなく、ちょっとやわらげて出してもらったら、あんな皆さ

んのようにショックを起こして後から病院通いをしなければいけないということはないと思うんです。ただ、素人が判断するので、ものによっては配慮した写真も必要だとは思いますが。

司会

では4番の方，どうでしょうか。

4番

私は裁判員を引き受けた以上，ちょっときついかもしれませんが，そういうことがあっても当たり前だと思うんです。それがもし，自分が自信がなかったり，ショックを受けるような性格だったら，一応選ばれる前の段階がありますので，「私はこういう面がすごく弱いですから，そんな裁判員なんて引き受けられません。」と断られたらいいと思うんです。だから，受けた以上は，私はどんな事件でもやるつもりでしたし，やるべきだと思います。

司会

もしそういう方でしたら，ちゃんと事前に言っていただけるといいということですかね。分かりました。では，5番の方，何かありましたら。

5番

本当に4番の方と同じで，最初，30人くらい集まって，こういう事件の内容で，こういう方の事件ですという説明があった中で，ダメな方はちょっとという形で話があって，自分たちの意見も踏まえて，最終的に自動的に抽選で選ばれているということですので，やっぱり事件の内容が分かった上で参加しているということなので，そこは真摯に受け止めて，受けた以上はきちんとするべきだと思うし，もし殺人事件とかであれば，その被害者の遺族の方，そして被告人や被告人の家族の方がいると思いますので，いろんな角度から見てきちんと判断を下していかないといけないと思うんです。ということで言えば，きちんとその人の立場で考えていかなければいけないと思うので，写真とか証拠をきちんと把握する必要があると思います。

司会

では続けて6番の方，お願いいたします。

6番

私も結構平気な方なんです。今，パソコンで動画サイトがありますでしょう。別に見るつもりがなくても，日本ではなくて東南アジアの国なんですけど，小さな少女が交通事故に遭って，事故で頭を潰されて血が飛び散っているのが，普通に暮らしていたら出会わないような血だらけの人とか，亡くなった人とか，そういうのも皆さんがおっしゃるとおり，勇気を出して見るべきだと思います。

司会

では7番の方。

7番

そうですね、皆さんと同じように写真は必要だと思います。やはり文面だけでは分からないリアルな部分がありますので、写真等があった方がハッとした記憶に残りますので、必要だと思います。それでその点は、一番初めのところでお断りを入れていただければ問題ないと思います。

司会

8番の方、何か御意見がございますか。

8番

そういう凄惨な場面の写真を見ても平気な人に合わせてしまうというのも良くないと思いますし、見ると卒倒するような人に合わせるのも問題があると思いますので、せっかくモニターがあるので、マウスで見たい人はクリックして見られるようにし、見たくない人はスルーしてくださいというようにすれば、どちらかに合わせるという方法を採らなくていいのではないかと思います。

司会

ありがとうございます。では時間が近づいていますので、これから裁判員になられる人へのメッセージを少し考えていただいて、お話しいただきたいと思います。ずっと1番の方からお話しいただいていますので、今度は反対の順番でお願いしたいと思います。では8番の方からお願いいたします。

8番

私は元々裁判に興味があったので、参加したくないと言われる方の気持ちがほとんど理解できていないのですが、とりあえず来て、一度裁判を傍聴してみるところから始めて見るのもいいのではないかなと思います。決して参加して失うものはないと思いますので、是非参加してみられたらよいと思います。

司会

ありがとうございます。では7番の方、お願いいたします。

7番

今回私が一番気を付けた点なんですけども、健康です。やはり、裁判の日が私の場合5日間だったんですけど、裁判員の選任を含めて6日間、結構長期間ですので、健康管理はやはり注意していただきたいと思いました。やっぱりハードなスケジュールなんですよね。もちろんテンポ良く進むんですけども、内容によっては精神的にも負担がかかりますので、健康には気をつけていただければと思います。

司会

では6番の方。

6番

あの、これから初めてこちらに来られる方に申し上げたいのは、勇気を出して参加してくださいということです。考え方も変わりますということです。

司会

ありがとうございます。では5番の方、いかがでしょうか。

5番

最初にも言いましたけど、一番良い人生経験になるのではないかと思います。ほとんどの人が裁判所に関わることは普通だとないので、自分のことに置き換えて考えたら、本当に自分自身の行動も変わりますし、現にこの事件を終えて、もう1回裁判所に来て、いろんな裁判を聞く中で、本当に注意しないといけないんだなど、交通事故なんか特にそう思いましたね。本当に紙一重なんだなど、そういうことを考えていくと、こういう裁判員の経験者が増えていくと、被害者とか加害者になる人が少なくなっていくんじゃないかと思いますね。是非参加してほしいなと思います。ただ、初めて封筒が家に送られてきて、裁判員の候補になりましたみたいなものだったんですけど、私も仕事で、妻から急に電話がかかってきて、「あんた何か悪いことしたん？」って言われて、私も全く分からなかったので「えっ、ちょっと中を開けてくれ。」と言ったら、「これ、親展になつとるから開けれんじゃん。何を悪いことしたん。」と言われて、ちょっとゴタゴタがあったりして、本当に身に覚えがなかったので、「頼むけえ、開けてみてくれ。」という感じで、ちょっと大変な思いをしたということがありました。

司会

それは大変でしたね。どうも、大変御迷惑をおかけしました。では4番の方どうぞ。

4番

私は自分は本当に良い経験をさせてもらって良かったと思いますけど、やっぱり人を裁いたり、凄惨な写真を見たりすることも、引き受けた以上はあると思うので、友人の中には「私絶対そんなことしたくない。」と言う人もいますので、そこは慎重に自分も裁判員を経験して、良い経験もしましたが、自信がなかったら安易に引き受けたらダメだと思います。そこは自分で本当にやっていけるかなと考えた上で、引き受けられたらいいと思います。

司会

では3番の方。

3番

私も最初はどうしようかなと思ったんですが、家族が「経験だから。」と言うので来させてもらいました。それで本当にこれは人生の良い経験になりました。それまでは新聞を見たりしても、「ああ、この人はこれだけの刑だったんじゃない。」と考えただけでしたが、裁判員をさせていただいて、話し合いで刑を決めて、本当にみんなが苦勞して決めたんだということを自分で把握できたので、どんな事件も皆さんがいろんなことを参考にして決められたんだと思うようになりました。本当に皆さん、通知が来たら、できない人ももちろんいらっしゃると思うんですけど、一つの経験として受けられたらいいんじゃないかなと私は考えます。

司会

では2番の方。

2番

私も非常に良い経験をさせてもらったので、これからなられる方は自信を持って経験をさせていただきたいと思います。私は今回経験して、職場の人や家族にもすごく気を遣わせているのかなと、守秘義務というものがあって、1週間、いらないことを喋らないように私も気を遣いましたが、周りにも気を遣わせてしまったので、もっと裁判員をしたということを自信を持って言えるような環境ができたらいいかなと思います。

司会

では最後になりましたが、1番の方。

1番

私もすごく良い人生経験ができました。もし、次になられる方で、迷える方でしたら是非参加の方に丸を付けていただきたいなと思います。とても良い経験になると思います。それで、最後に言い忘れて、いつの項目か分からなかったのですが、8番さんが言われたのと重なるのですが、私は裁判員に選ばれたのですが、もし補充裁判員だったらやる気というのが少し変わっていたのではないかなと思うんです。モチベーション的にも。もし、私たちのところは最後まで補充裁判員を使わなくてよかったのですが、最後に決定する時に決定権を持っていないんですね。そこで、もし2名で1票の重みがあるというようにするとか、2名のうち1名が裁判員になった場合には残った補充の1名の方の意見も1票になるようにするとかになれば、もう少し補充裁判員の方にとっても良い経験になるのではないかなと思いました。何か少し、端に追いやられているような感じがありましたものですから、その点がちょっと残念だったかなと思います。以上です。

司会

その点も参考にさせていただきたいと思います。時間にほぼなりましたが、もし検察官や弁護人の方でお聞きしたいということがございましたら。よろしいでしょうか。では、最後に司会をはじめ、参加した裁判官、検察官、弁護人の方々に感想等を語っていただこうかと思えます。では、まず私からさせていただきます。本日は、皆さんからたくさんの貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。では、中田裁判官から順番によろしく願いいたします。

中田裁判官

座ったままで恐縮です。今日は本当に貴重な御意見をありがとうございます。印象に残った事柄としては2点ほどございまして、冒頭陳述に関する5番の方、7番の方のコメントで、5番の方は「事実が正確に書かれているので問題ない。」と言われ、7番の方は「後で裁判官が細かく見ていることが分かった。」とおっしゃいました。これは逆に言いますと、本来、事実として正確かどうかは証拠調べの結果、認定できるか

どうかの判断をしていくのですが、意識的か無意識的かは分かりませんが、ここに書かれていることが既に正確な事実であるという印象を持たれているのであれば、それはある意味問題を抱えている一面なのかなとも思いました。あともう1点は、今日、御参加いただいた皆さんは、精神的な負担の面では、引き受けた以上はしっかり見るべきだというお考えを示していただき、多くの方はそのような御意見だったかなと思いますが、そういう意味では皆さんは精神的にも気丈な方々なのだと思います。そのような方々に参加していただけるのは非常にありがたいことではあるのですが、一方でそのような気丈な方々だけの裁判員であってよいのかなとも思われました。そのような印象です。本日はありがとうございました。

司会

では、検察官の方、何か御感想をお願いいたします。

岡田検事

検事の岡田です。今日はいろいろとありがとうございました。検察官としては分かりやすい主張・立証ということで、裁判員裁判の前にはいろいろと検討をして裁判に臨んでいるんですけども、「分かりやすい」というのが、言うのは簡単なのですが、実現するのがなかなか難しく、それでも検察官としては正確に事案を伝えたいという思いが強いので、どうしてもある程度詳細なものになってしまったり、その中でかえって難しくなった場合にはどこを削るのかを検討したり、難しい判断を行うこともあります。今日御意見をいただいて、おおむね分かりやすかったという御意見に聞こえましたので、良かったのかなとも思いました。今日の話の中で写真の話が出たんですけど、どうしても検事は日常的に被害者や遺族の方と接触することが多く、近い立場におりますので、そのような思いをきちんと伝えたいということを考えて仕事をしていますので、証拠をきちんと見ていただいて判断をしていただきたいという思いが強いです。今日は、もちろんいろんな御意見がありましたが、おおむねきちんと見てあげた方がよいという御意見だったと思いますので、個人的には良かったかなと思います。以上です。

司会

では弁護人の方、よろしくをお願いいたします。

三村弁護士

弁護士の三村です。今日はありがとうございました。私の方で印象に残ったのは、やはり裁判員の皆さんが手続の冒頭でかなり緊張していらっしゃるので、なかなか我々や検察官の説明が頭に残りにくいということがありましたので、冒頭こそ丁寧にやっていきたいなと思った次第です。語尾が小さいという御指摘がありましたが、その事件は私が担当しておりました。実は裁判員の方だけでなく我々も緊張しております。これからは緊張を振り払って、大きな声で冒頭陳述をやりたいと思っています。ありがとうございました。

片山弁護士

弁護士の片山です。ありがとうございます。今日、印象に残ったのはですね、冒頭陳述だったと思うのですが、「被告人にもう少し親身になってあげて。」という言葉が胸に染みしました。ただ、ひと言言わせていただきますと、弁護側も特に自白事件の冒頭陳述は、何を主張するか本当に悩むんですね。なぜかという、自白事件は事実関係に争いがないため、ポイントは情状面ということになります。特に重大事件でそのようなのですが、裁判が始まっていない段階、幕が開いていない段階で、被告人はこんなに可哀な人間ですとか、被告人はこんなに反省しています、更生できますと言って、きちんと胸に響くのか、白々しく聞こえないかとかを考えるわけです。そこでどこまで詳細に主張するかを毎回本当に悩むところです。ただ、検察官の冒頭陳述に押されるだけではないので、今後、より一層考えていかなければいけないなと思いました。ありがとうございます。

司会

どうもありがとうございます。それではこれで意見交換会を終了して、次に報道記者からの質問の時間に移りたいと思います。

総務課長（進行）

ありがとうございます。残りの時間で報道関係者からの質疑応答を行いたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

A社 a 記者

今日はありがとうございます。ちょっと印象に残ったのが、4番の方が最初に、「何も知らない自分が、本当に被告人に量刑を与えてよいのだろうか。被告人にとって裁判員裁判はいいのだろうかという思いが残った。」と言われたと思うのですが、裁判員に選ばれて、事件の概要がどういうもので、量刑がどういうものであるということについて、もう少し勉強する余裕がほしかったとか、選ばれて審理に臨むに当たって、もうちょっとこういうことがあればよかったのということがあれば教えてください。

4番

本当にそうなんですけど、判決まで4日間で終わってしまいましたでしょう。だから、それを1か月考えてくださいと言われるのが良いのか悪いのか分からないですけども、分からない中で教えられて、いろいろと話をして結論を出したのですが、4日で終わってしまって4日で刑を出すのが、今でも良かったのかなと思います。私自身にとってはこんなに良い経験をさせてもらったと思いますが、被告人側から見て、本当に私なんかの中に加わって良かったのかなと今でも思います。

A社 a 記者

もう少し勉強したいとか、事実を勉強してから臨んだら、判決を出した後の感想も違っていたかと思いますか。

4番

それは思いますけど、現実問題、私のようなお気楽な主婦だったら1か月、2か月先にやりますから来てくださいと言われては来ることができますけど、裁判員の方の中には、職場に自分が裁判員として来ていることを言うことができないという方もいらっしゃいましたので、その辺の兼ね合いも難しいかと思います。今言われた質問に対しては、やっぱりきちんと勉強をして判決を出すべきだと思います、私は。

B社b記者

この裁判員制度というのが、市民感覚と言われて、一般の市民の方々の感覚を大切にしてほしいと言われる一方で、例えば量刑を決めるに当たっては、過去の裁判ではこうなっていたということも参考にしなければいけない。でも裁判官のように専門的な観点から「これくらいかな。」と考えられるわけでもない。その際、自分の思いとか、あるいは裁判官からの説明された内容とか、どんなことを一番大切にされて話合いに参加されましたか。もちろん具体的なことではなく、気持ちとしてどこを大切にされたかで結構ですのでお聞かせいただければと思います。

5番

私の場合は、偽札という事件でしたが、半々ですね。他の事件の中身を知って、こういう事件だとこれくらいになっているという事実があると、横串が刺さるんですね。その事件だけを見ると、いろんな人が集まっていますので、たまたまそのことをすごく重く捉える人たちばかりだとすごく刑が重くなってしまいます。ここは日本ですので、やはり刑のバランスというものは必要だと思いますので、事実をきちんと参考にして、横串を刺して、目線と言いますか、ある程度同じ目線で話をする方が良いと思います。それで意見が通らないというのもないですし、きちんと一人1票をいただいていますので、そういう意味では私はフィフティフィフティだったかなと思います。

B社b記者

あと1点だけ、「これ分からないんだけど、みんなは知ってそう。言いづらいな、聞きづらいな。」ということはないのでしょうか。言葉がそもそも分からないとか、それを解消できる機会は十分にあったのでしょうか、それとも個別に質問できればよかったのになということはありませんでしたか。用語とか、裁判がどういうものか基礎的なところもきちんと教えてもらったのか気になるのですが。

1番

私たちのグループは、休憩時間が10分くらいあるんですけども、テーブルに座っている人たちがどうしても4日もあると関心を持ってきますので、分からないことはその都度評議を止めて、裁判官の方たちに聞いたりとか、みんなで質問したりして解消しました。やはり人が人を裁くので、知識として知らないことがあってはいけないので、私自身もそうさせてもらいました。

C社c記者

本日はどうもありがとうございました。7番の方に質問ですが、強姦致傷の事件に

携わられて、その時全員男性だったのでざっくりばらんな審議ができたという御意見でしたが、仮にその中に女性がいて、女性が極端に量刑が重かったり、極端に量刑が軽かったりした場合に、男性としては萎縮するというようなことが予想されますか。

7番

やはり萎縮してしまうと思います。ただ、今回男性だけだったのですが、男性だけでもいろいろな意見がありましたので、そんなに大差は出なかったと思います。年齢も幅広く、かなりの高年齢の方から私よりも下の方もいらっしゃいましたので、いろいろな意見があったのだと思います。仮に女性がいたら、女性の量刑が高いとか低いというようなこともあるかもしれませんが、刑事裁判ですので、ある程度のゲージがあり、最終的にはその中に落ち着くのではないかと思います。ただ、女性がいた方がフェアな、平等な選択ができるかなとは思いますがね。

C社c記者

ありがとうございました。

総務課長（進行）

他に質問はございますか。

B社b記者

遠方から来られたり、お仕事をされている方がいらっしゃるかと思うのですが、その点はいかがでしたか。復帰された時に仕事に少しダメージがあったとか、そんなことはなかったとか、実際のところ大変だったというのがありましたでしょうか。

8番

私自身は全く影響がなかったんですけど、同じ裁判員裁判に参加している方は、休憩時間になると携帯電話を出して連絡をされている姿を見ていると、サラリーマンの方はお気の毒だなと思いました。

7番

一応、私もサラリーマンで、津山から来ているものですから、遠方にもなるのですが、ここに来て、それから戻って仕事をしてというのでそれなりに大変でしたが、それでも参加はできましたので、問題はないかなと思います。ある程度の情報は公開できないことは会社の皆さんも知っていて、配慮もされていますので大丈夫だと思います。

総務課長（進行）

他に御質問はございませんでしょうか。若干時間がありますが、法曹三者側で何か御質問等がございましたら。

三村弁護士

すみません、弁護士の三村です。話の中で、量刑に関するお話も出ましたが、検察官は求刑何年という形で述べられますが、弁護人側も懲役何年と述べる場合もあれば、述べない場合もあります。当事者で述べられている量刑意見をどの程度考慮されてい

るかについてお聞きしたいのですが。

司会

できれば順番にお願いできますでしょうか。

1 番

やはりその事件に参考にはさせてもらいました。やはり、私たちが担当した事件と同じような事件で何年何年となっていたのを参考にさせてもらいました。人が亡くなっているのですごく重くしたかったんですけど、検察官の求刑も「これくらいなんだ。」という感じでしたし、弁護人もそれから3年くらい取っていた程度でしたので、その辺りを参考にしました。

2 番

同じで、参考になります。

3 番

私らは弁護士さんや検察官の求刑と照らし合わせましたけど、やはりその人の立ち直る環境というものを考えて、私自身が「これくらいかなあ。」と考えたのが、割合その範囲内に入っていましたので、そうやってみんなで考えていったのは良いのではないかと思います。

4 番

私たちが話し合ったのも、検察官が何年と言われて、弁護士さんが酌量してほしいと言われて、話し合っていましたので、それを参考にしないとどうにもならないと思うんです。

5 番

同じです。

6 番

私も同じです。

7 番

同じですね。参考にさせていただきました。

8 番

同じです。

司会

他の方はよろしいでしょうか。

総務課長（進行）

以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間に渡りどうもありがとうございました。